

平成26年10月1日から

福祉医療費助成制度

が拡充されます。



重度心身障がい者の方やひとり親家庭の方は、より医療を受けやすくなります。

その1

対象となる方が増えます。 **+** 精神障がい者を追加

●従来から対象の①～⑤の方に加え、新たに⑥～⑧の方も対象となります。

- ①65歳以上で3か月以上ねたきりの方(対象期間1年)
- ②身体障害者手帳1級または2級の方
- ③身体障害者手帳3級または4級で、知的障がいのある方
- ④療育手帳Aの方
- ⑤ひとり親家庭の方(18歳未満または高校3学年修了までの児童を養育する配偶者のない者及び当該児童)
- ⑥精神障害者保健福祉手帳1級の方
- ⑦精神障害者保健福祉手帳2級で、身体障害者手帳3級または4級の方
- ⑧精神障害者保健福祉手帳2級で、知的障がいのある方

※対象となるには①～⑧のいずれも所得制限があります。③及び⑧の知的障がいは判定機関により判定します(概ねIQ50以下)。※市町村の窓口で申請し、対象者として認定されると「福祉医療費医療証(資格証)」が交付されます。

福祉医療費医療証			
公費負担者番号	9	1	3 2
受給者番号			
助成対象者	居住地		
	氏名		
	生年月日		
負担割合	医療費の1割		
負担限度額	入院	入院外	
有効期限	自至		
交付年月日			
発行機関名	島根県		
及び印			

見本

その2

自己負担額が下がります。 **↓** 最大20,200円引き下げ

病院、診療所(歯科を含む)では、



●自己負担は医療費の1割で、次の額が上限となります。(1ヶ月・1医療機関あたり)

区分	入院	入院外
20歳未満の障がい児(者)	(従来どおり) 2,000円	(従来どおり) 1,000円
市町村民税非課税世帯に属する方	従来7,500円↓ 2,000円	従来4,000円↓ 1,000円
上記以外の方	従来40,200円↓ 20,000円	従来12,000円↓ 6,000円

※出雲市にお住まいの方は27,930円までは10,000円

薬局、柔道整復施術所、はり・きゅう及びあんま・マッサージ施術所、治療用装具製作所、訪問看護ステーションでは、

●従来どおり、自己負担はありません。(自己負担分の全額を助成)

! 特定疾病療養、自立支援医療、肝炎治療など他制度の医療証をお持ちの方へ
福祉医療は、他制度を優先的に適用する制度です。他制度を利用したうえで、福祉医療の上限額の方が低い場合には、福祉医療の助成も受けられます。

詳しくは、お住まいの市町村の担当窓口へお問い合わせください。

担当窓口

市町村	担当部署	電話番号	FAX番号	所在地
松江市	保健福祉課	0852-55-5326	0852-55-5537	〒690-8540 松江市末次町86
浜田市	医療保険課	0855-25-9411	0855-23-3428	〒697-8501 浜田市殿町1
	金城支所 市民福祉課	0855-42-1235	0855-42-0990	〒697-0121 浜田市金城町下来原171
	旭支所 市民福祉課	0855-45-1434	0855-45-8110	〒697-0425 浜田市旭町今市637
	弥栄支所 市民福祉課	0855-48-2656	0855-48-2952	〒697-1211 浜田市弥栄町長安本郷542-1
出雲市	三隅支所 市民福祉課	0855-32-2807	0855-32-3230	〒699-3211 浜田市三隅町三隅1434
	福祉推進課	0853-21-6694	0853-21-6598	〒693-8530 出雲市今市町70
	平田支所 市民福祉課	0853-63-5500	0853-63-5533	〒691-8601 出雲市平田町951-1
	佐田支所 市民サービス課	0853-84-0111	0853-84-0579	〒693-0506 出雲市佐田町反辺1747-6
	多伎支所 市民サービス課	0853-86-3111	0853-86-3561	〒699-0903 出雲市多伎町小田74-1
	湖陵支所 市民サービス課	0853-43-1212	0853-43-1433	〒699-0812 出雲市湖陵町二部1320
益田市	大社支所 市民サービス課	0853-53-4444	0853-53-4493	〒699-0792 出雲市大社町杵築南1395
	斐川支所 市民生活課	0853-73-9100	0853-73-9109	〒699-0592 出雲市斐川町荏原2172
	生活福祉課	0856-31-0664	0856-31-8120	〒698-8650 益田市常盤町1-1
	美都総合支所 住民福祉課	0856-52-2312	0856-52-2190	〒698-0292 益田市美都町都茂1803-1
大田市	匹見総合支所 住民福祉課	0856-56-0302	0856-56-0362	〒698-1211 益田市匹見町匹見イ1260
	保険年金課	0854-83-8154	0854-82-9730	〒694-8502 大田市大田町大田口1111
安来市	保険年金課	0854-23-3094	0854-23-3151	〒692-8686 安来市安来町878-2
江津市	保険年金課	0855-52-2501	0855-52-1557	〒695-8501 江津市江津町1525
雲南市	市民環境生活課	0854-40-1031	0854-40-1039	〒699-1392 雲南市末次町末次1013-1
	大東総合センター 自治振興課	0854-43-8160	0854-43-8163	〒699-1251 雲南市大東町大東1673-1
	加茂総合センター 自治振興課	0854-49-8601	0854-49-7642	〒699-1106 雲南市加茂町加茂中972-5
	木次総合センター 自治振興課	0854-40-1081	0854-40-1088	〒699-1334 雲南市木次町新市379
	三刀屋総合センター 自治振興課	0854-45-2111	0854-45-2646	〒690-2404 雲南市三刀屋町三刀屋144-1
	吉田総合センター 自治振興課	0854-74-0211	0854-74-0047	〒690-2801 雲南市吉田町吉田1066
	掛合総合センター 自治振興課	0854-62-0301	0854-62-0310	〒690-2701 雲南市掛合町掛合1262-1
奥出雲町	福祉事務所	0854-54-2541	0854-54-2030	〒699-1592 仁多郡奥出雲町三成358-1
飯南町	福祉事務所	0854-72-1773	0854-72-1775	〒690-3207 飯石郡飯南町頓原2064
川本町	健康福祉課	0855-72-0633	0855-72-1136	〒696-8501 邑智郡川本町川本545-1
美郷町	健康福祉課(福祉事務所)	0855-75-1931	0855-75-1505	〒699-4692 邑智郡美郷町粕刈168
邑南町	福祉課	0855-95-1115	0855-95-0268	〒696-0192 邑智郡邑南町矢上6000
津和野町	健康福祉課	0856-72-0673	0856-72-1650	〒699-5605 鹿足郡津和野町後田口64-6
吉賀町	保健福祉課	0856-77-1165	0856-77-1891	〒699-5513 鹿足郡吉賀町六日市750
海士町	健康福祉課	08514-2-1823	08514-2-0208	〒684-0403 隠岐郡海士町海士1490
西ノ島町	健康福祉課	08514-6-0104	08514-6-0683	〒684-0211 隠岐郡西ノ島町浦郷534
知夫村	村民福祉課	08514-8-2211	08514-8-2093	〒684-0102 隠岐郡知夫村1065
隠岐の島町	福祉課	08512-2-8561	08512-2-6630	〒685-8585 隠岐郡隠岐の島町城北町1

福祉医療費医療証(資格証)の申請手続き

対象者の区分	共通する書類等	区分ごとの書類
重度心身障がい者の方	65歳以上で3か月以上ねたきり	・申請書 ・印鑑 ・要介護状態区分5の介護保険被保険者証 または 主治医・民生委員意見書
	療育手帳A	・療育手帳A
	身体障害者手帳1級または2級	・身体障害者手帳1級または2級
	精神障害者保健福祉手帳1級	・精神障害者保健福祉手帳1級
	身体障害者手帳3級または4級 かつ 知的障がいがある	・身体障害者手帳3級または4級 ・療育手帳B
	精神障害者保健福祉手帳2級 かつ 知的障がいがある	・精神障害者保健福祉手帳2級 ・療育手帳B
ひとり親家庭の方	精神障害者保健福祉手帳2級 かつ 身体障害者手帳3級または4級	・精神障害者保健福祉手帳2級 ・身体障害者手帳3級または4級
	配偶者と死別	・戸籍謄本
	配偶者と離婚	・申請書 ・印鑑 ・医療保険証等 ・振込先の預金通帳 ・附加給付金給付証明書 ・委任状 ・高額療養費受領委任状 ・所得制限対象者の課税証明書
	配偶者の生死が不明	・戸籍謄本 または 事実婚解消についての確認願
	配偶者から遺棄されている (DV被害者を含む)	・配偶者が一年以上生死不明であることの確認願 ・配偶者が引き続き一年以上対象者を遺棄していることの確認願 ・(DV被害者) 保護命令決定書の謄本 および 確定証明書
	配偶者が精神、身体の障がいにより長期にわたって労働能力を失っている	・医師の診断書
配偶者が海外にあるためその扶養を受けることができない	・配偶者が海外にあるためその扶養を受けられないことの確認願	
配偶者が法令により長期にわたって拘禁	・刑務所長等の証明	
婚姻によらないで母(父)となった	・戸籍謄本 ・未婚の母(父)子についての確認願	

※様式は市町村の担当窓口で入手できます。手続きは市町村ごとに多少異なる場合があります。

知的障がいの判定機関

年齢区分	判定機関	電話番号	FAX番号	所在地
18歳以上	島根県立心と体の相談センター 相談・判定課	0852-32-5905	0852-32-5924	〒690-0011 松江市東津田町1741-3
18歳未満	中央児童相談所 判定保護課	0852-21-3168	0852-21-3163	〒690-0823 松江市西川津町3090-1
	中央児童相談所 隠岐相談室	08512-2-9810	08512-2-9718	〒685-8601 隠岐郡隠岐の島町港塩口24
	出雲児童相談所 判定保護課	0853-21-0007	0853-21-0047	〒693-0051 出雲市小山町70
	浜田児童相談所 判定保護課	0855-28-3560	0855-28-3565	〒697-0005 浜田市上府町イ2591
	益田児童相談所 判定保護課	0856-22-0083	0856-22-0075	〒698-0041 益田市高津4丁目7-47

※判定のため面談・検査を要する場合は、判定機関からご本人へ直接ご連絡します。面談・検査を要しない場合は、連絡はありません。

担当窓口

市町村	担当部署	電話番号	FAX番号	所在地
松江市	障がい者福祉課	0852-55-5945	0852-55-5309	〒690-8540 松江市末次町86
浜田市	高齢障がい課	0855-25-9322	0855-23-4922	〒697-8501 浜田市殿町1
	金城支所 市民福祉課	0855-42-1235	0855-42-0990	〒697-0121 浜田市金城町下来原171
	旭支所 市民福祉課	0855-45-1434	0855-45-8110	〒697-0425 浜田市旭町今市637
	弥栄支所 市民福祉課	0855-48-2656	0855-48-2952	〒697-1211 浜田市弥栄町長安本郷542-1
	三隅支所 市民福祉課	0855-32-2807	0855-32-3230	〒699-3211 浜田市三隅町三隅1434
出雲市	福祉推進課	0853-21-6694	0853-21-6598	〒693-8530 出雲市今市町70
	平田支所 市民福祉課	0853-63-5500	0853-63-5533	〒691-8601 出雲市平田町951-1
	佐田支所 市民サービス課	0853-84-0111	0853-84-0579	〒693-0506 出雲市佐田町反辺1747-6
	多伎支所 市民サービス課	0853-86-3111	0853-86-3561	〒699-0903 出雲市多伎町小田74-1
	湖陵支所 市民サービス課	0853-43-1212	0853-43-1433	〒699-0812 出雲市湖陵町二部1320
	大社支所 市民サービス課	0853-53-4444	0853-53-4493	〒699-0792 出雲市大社町杵築南1395
	斐川支所 市民生活課	0853-73-9100	0853-73-9109	〒699-0592 出雲市斐川町荏原2172
益田市	生活福祉課	0856-31-0251	0856-31-8120	〒698-8650 益田市常盤町1-1
大田市	社会福祉課	0854-83-8143	0854-82-9730	〒694-8502 大田市大田町大田口1111
安来市	福祉課	0854-23-3217	0854-23-3281	〒692-0404 安来市広瀬町広瀬703
江津市	社会福祉課	0855-52-2501	0855-52-1374	〒695-8501 江津市江津町1525
雲南市	長寿障がい福祉課	0854-40-1042	0854-40-1049	〒699-1392 雲南市木次町木次1013-1
奥出雲町	福祉事務所	0854-54-2541	0854-54-2030	〒699-1592 仁多郡奥出雲町三成358-1
飯南町	福祉事務所	0854-72-1773	0854-72-1775	〒690-3207 飯石郡飯南町頓原2064
川本町	健康福祉課	0855-72-0633	0855-72-1136	〒696-8501 邑智郡川本町川本545-1
美郷町	健康福祉課(福祉事務所)	0855-75-1931	0855-75-1505	〒699-4692 邑智郡美郷町粕淵168
邑南町	福祉課	0855-95-1115	0855-95-0268	〒696-0192 邑智郡邑南町矢上6000
津和野町	健康福祉課	0856-72-0673	0856-72-1650	〒699-5605 鹿足郡津和野町後田口64-6
吉賀町	保健福祉課	0856-77-1165	0856-77-1891	〒699-5513 鹿足郡吉賀町六日市750
海士町	健康福祉課	08514-2-1822	08514-2-0208	〒684-0403 隠岐郡海士町海士1490
西ノ島町	健康福祉課	08514-6-0104	08514-6-0683	〒684-0211 隠岐郡西ノ島町浦郷534
知夫村	村民福祉課	08514-8-2211	08514-8-2093	〒684-0102 隠岐郡知夫村1065
隠岐の島町	福祉課	08512-2-8561	08512-2-6630	〒685-8585 隠岐郡隠岐の島町城北町1

(支給認定)島根県立心と体の相談センター(電話0852-32-5908)

申請手続き

申請は、お住まいの市町村の担当窓口で、必要書類等を提出して行ってください。
 申請者は、ご本人(18歳未満の場合は保護者)です。
 認定された場合は「自立支援医療受給者証」を交付します(申請から交付まで1~2か月程度かかります)。
 有効期間は1年間です。有効期限の3か月前から更新申請ができます。
 詳しくは担当窓口へお問い合わせください。

必要書類等	備考
申請書	様式は市町村にあります。県のホームページにも掲載しています。
診断書	受診している指定自立支援医療機関に「精神通院医療用」と依頼してください【有料】。 精神障害者保健福祉手帳と同時に申請する場合や、前年の申請で診断書を提出した場合など、診断書が省略できる場合もあります。
健康保険証の写し	世帯全員の名前が記載されている被保険者証・被扶養者証・組合員証など医療保険の加入関係を示すもの。
世帯の課税等の状況が確認できる資料	所得状況等の調査に関する同意書の提出により省略できる場合があります。 その他、課税状況等によって追加の書類が必要となる場合があります。
印鑑	

1か月あたりの自己負担上限額

世帯の所得区分 ※1		1か月あたりの自己負担上限額	高額治療継続者(「重度かつ継続」)の場合 ※2
所得区分1	生活保護受給世帯	0円(負担なし)	
所得区分2	市町村民税非課税世帯かつ 本人収入≤80万円	2,500円	
所得区分3	市町村民税非課税世帯かつ 本人収入>80万円	5,000円	
所得区分4	市町村民税課税(所得割) 3万3千円未満	上限額は設定されません (医療保険の自己負担限度額が上限となります)。	5,000円
	市町村民税課税(所得割) 3万3千円以上、23万5千円未満	上限額は設定されません (医療保険の自己負担限度額が上限となります)。	10,000円
所得区分5	市町村民税課税(所得割) 23万5千円以上	自立支援医療制度の対象外です。	20,000円 ※3

※1 自立支援医療でいう「世帯」とは、原則として、同じ医療保険に加入している家族です(住民票や税制上の取り扱いとは異なります)。

※2 高額治療継続者(「重度かつ継続」とは、次の方をいいます。

ア 疾病、症状から対象となる者:統合失調症、躁うつ病、うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障がいもしくは薬物関連障がい(依存症等)の者または集中・継続的な医療を要する者として精神医療に一定以上の経験を有する医師が判断した者(病状などの詳しいことについては、医療機関の主治医に必ず相談してください。)

イ 疾病に関わらず、高額な費用負担が継続することから対象となる者:医療保険の「多数該当者」

※3 当分の間の経過的特例措置です。

精神障がいのある方の生活を支援する

精神障害者保健福祉手帳

をご存じですか？



この手帳を持つことで、
各種の福祉サービスを利用することができます。

どうすれば手帳は取得できるの？

●市町村の担当窓口申請してください。

申請者は手帳取得者ご本人ですが、手続きはご本人以外(家族や医療機関関係者等)が代行することも可能です。

申請は、医師の診断書または精神障がいを支給事由とする障害年金等を受給していることを証する書類を添付して行います。

申請手続きの方法や必要書類等については、裏面をご覧ください。

対象者は？

●何らかの精神疾患により、長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方を対象としています。

対象となるのはすべての精神疾患で、次のようなものが含まれます。

- ・統合失調症
- ・うつ病、躁うつ病などの気分障がい
- ・てんかん
- ・ストレス関連障がい
- ・アルコール関連障がい
- ・発達障がい
- ・認知症等の脳機能障がい など



どんなサービスが受けられるの？

●次のようなサービスが受けられます。

- ・税金の控除・減免(所得税、住民税、相続税、自動車税、自動車取得税、軽自動車税)
- ・公共料金等の割引(NHK受信料、携帯電話料金)
- ・公共交通機関運賃の割引(電車、バス、旅客船等の運賃割引)
※JR、飛行機、高速道路は、現時点では対象になっていません。
- ・県立施設の利用料の減免(美術館、博物館、水族館、体育館、武道館、プール、等)
- ・市町村独自のサービス(各種手数料の減免、通院交通費の助成、公営住宅の優先入居、CATV受信料の減免、等)
- ・福祉医療費助成制度(H26.10.1～) など

なお、手帳等級や事業者によっては対象とならないサービスもあります。詳しくは各事業者等にお問い合わせください。

手帳の等級は？

●1級から3級まであります。

1級	精神障がいであって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの(概ね障害年金1級に相当)
2級	精神障がいであって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの(概ね障害年金2級に相当)
3級	精神障がいであって、日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの(概ね障害年金3級に相当)



詳しくは、お住まいの市町村の担当窓口へお問い合わせください。



健康福祉部 障がい福祉課 自立支援医療グループ(精神手帳担当)

TEL.0852-22-5247 FAX.0852-22-6687 E-mail:syougai@pref.shimane.lg.jp

島根県 精神手帳 検索

担当窓口

市町村	担当部署	電話番号	FAX番号	所在地
松江市	障がい者福祉課	0852-55-5945	0852-55-5309	〒690-8540 松江市末次町86
浜田市	高齢障がい課	0855-25-9322	0855-23-4922	〒697-8501 浜田市殿町1
	金城支所 市民福祉課	0855-42-1235	0855-42-0990	〒697-0121 浜田市金城町下来原171
	旭支所 市民福祉課	0855-45-1434	0855-45-8110	〒697-0425 浜田市旭町今市637
	弥栄支所 市民福祉課	0855-48-2656	0855-48-2952	〒697-1211 浜田市弥栄町長安本郷542-1
	三隅支所 市民福祉課	0855-32-2807	0855-32-3230	〒699-3211 浜田市三隅町三隅1434
出雲市	福祉推進課	0853-21-6694	0853-21-6598	〒693-8530 出雲市今市町70
	平田支所 市民福祉課	0853-63-5500	0853-63-5533	〒691-8601 出雲市平田町951-1
	佐田支所 市民サービス課	0853-84-0111	0853-84-0579	〒693-0506 出雲市佐田町反辺1747-6
	多伎支所 市民サービス課	0853-86-3111	0853-86-3561	〒699-0903 出雲市多伎町小田74-1
	湖陵支所 市民サービス課	0853-43-1212	0853-43-1433	〒699-0812 出雲市湖陵町二部1320
	大社支所 市民サービス課	0853-53-4444	0853-53-4493	〒699-0792 出雲市大社町杵築南1395
	斐川支所 市民生活課	0853-73-9100	0853-73-9109	〒699-0592 出雲市斐川町荏原2172
益田市	生活福祉課	0856-31-0251	0856-31-8120	〒698-8650 益田市常盤町1-1
大田市	社会福祉課	0854-83-8143	0854-82-9730	〒694-8502 大田市大田町大田口1111
安来市	福祉課	0854-23-3217	0854-23-3281	〒692-0404 安来市広瀬町広瀬703
江津市	社会福祉課	0855-52-2501	0855-52-1374	〒695-8501 江津市江津町1525
雲南市	長寿障がい福祉課	0854-40-1042	0854-40-1049	〒699-1392 雲南市木次町木次1013-1
奥出雲町	福祉事務所	0854-54-2541	0854-54-2030	〒699-1592 仁多郡奥出雲町三成358-1
飯南町	福祉事務所	0854-72-1773	0854-72-1775	〒690-3207 飯石郡飯南町頓原2064
川本町	健康福祉課	0855-72-0633	0855-72-1136	〒696-8501 邑智郡川本町川本545-1
美郷町	健康福祉課(福祉事務所)	0855-75-1931	0855-75-1505	〒699-4692 邑智郡美郷町粕淵168
邑南町	福祉課	0855-95-1115	0855-95-0268	〒696-0192 邑智郡邑南町矢上6000
津和野町	健康福祉課	0856-72-0673	0856-72-1650	〒699-5605 鹿足郡津和野町後田口64-6
吉賀町	保健福祉課	0856-77-1165	0856-77-1891	〒699-5513 鹿足郡吉賀町六日市750
海士町	健康福祉課	08514-2-1822	08514-2-0208	〒684-0403 隠岐郡海士町海士1490
西ノ島町	健康福祉課	08514-6-0104	08514-6-0683	〒684-0211 隠岐郡西ノ島町浦郷534
知夫村	村民福祉課	08514-8-2211	08514-8-2093	〒684-0102 隠岐郡知夫村1065
隠岐の島町	福祉課	08512-2-8561	08512-2-6630	〒685-8585 隠岐郡隠岐の島町城北町1

(交付認定)島根県立心と体の相談センター(電話0852-32-5908)

申請手続き

申請は、お住まいの市町村の担当窓口で、必要書類等を提出して行ってください。
 申請者は、ご本人ですが、手続きはご本人以外(家族や医療機関関係者等)が代行することも可能です。
 申請から手帳の交付まで1~2か月程度かかります。
 有効期間は2年間です。有効期限の3か月前から更新申請ができます。
 詳しくは担当窓口へお問い合わせください。

必要書類等	備考
申請書	様式は市町村にあります。県のホームページにも掲載しています。
添付書類 (ア、イのいずれか)	ア 医師の診断書(初診日から6か月以上経過した時点で作成されたもの)【有料】 イ 精神障がい支給事由とする障害年金等を現に受けていることを証明する書類の写し (年金証書、年金裁定通知書、直近の振込通知書等)、および同意書
写真	たて4cm×よこ3cm、1年以内に撮影された脱帽の上半身を写したもの
印鑑	

〔福祉医療費助成制度について〕

福祉医療費助成制度とは、重い障がいのある方やひとり親家庭の方に対して、医療費の自己負担額を軽減する、島根県の制度です。

平成26年10月1日から、この制度が拡充され、次の方が新たに対象に加わります。

- ①精神障害者保健福祉手帳1級の方
- ②精神障害者保健福祉手帳2級で身体障害者手帳3級または4級の方
- ③精神障害者保健福祉手帳2級で知的障がいのある方(概ねIQ50以下)

これらに該当する方は、市町村で「福祉医療費医療証(資格証)」の交付を受けることができます。

この「福祉医療費医療証(資格証)」を、医療機関で受診される際に提示すると、医療費の自己負担割合を1割以下に軽減することができます。

